

衆議院文部科学委員会ニュース

平成 26. 5. 23 第 186 回国会第 20 号

5 月 23 日（金）、第 20 回の委員会が開かれました。

1 学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案（内閣提出第 80 号）

- ・ 下村文部科学大臣から提案理由の説明を聴取しました。
- ・ 下村文部科学大臣及び政府参考人に質疑を行いました。
- ・ 参考人から意見を聴取することに協議決定しました。

（質疑者及び主な質疑内容）

中 根 一 幸君（自民）

- ・ 経済再生・日本再生のためには大学改革が重要である
と考えるが、大学のガバナンス改革を促進する内容の
本法案の必要性と大学改革全般に関する見解を大臣に
伺いたい。
- ・ 本法案により大学における権限と責任の一致は図られ
るのか。また、政府は学長選考の在り方が変わることを
期待しているのか。

稲 津 久君（公明）

- ・ 東京工業大学のようにHPで教授会において審議した
項目を公表している大学もあるが、国として教授会の
情報公開を促進するための支援を行う必要性について、
大臣の見解を伺いたい。
- ・ 現在においてもほとんどの国立大学が学長選考規程を
定めているが、本法案により現在の各大学における学
長選考規程に何らかの変化が生じるのか。

吉 田 泉君（民主）

- ・ 教授会の役割の明確化について、中央教育審議会大学
分科会の審議まとめ（平成26年2月12日）で示された
通りに審議事項を学校教育法施行規則に定める省令改
正でなく、教授会の権限をより限定する内容の法改正
をしようとするに至った経緯を大臣に伺いたい。
- ・ 明治大学の学則において教授会が議決すると定められ
た事項の中に教員の人事等が含まれているが、本法案
の改正によってその学則を見直す必要が生じるのか、
大臣の見解を伺いたい。
- ・ 国立大学の学長選考基準の策定を義務化する理由、そ
の基準において「人物像」と「選考方法」の両方を定
める必要性及び国立大学の学長選考の実態について、
文部科学省の見解を伺いたい。

伊 東 信 久君（維新）

- ・ 大学のガバナンスについては、国公立の設置者ごと
に規律する法体系が異なっているが、本法案において
国立大学に係る国立大学法人法のみを改正する理由に
ついて、文部科学省に伺いたい。
- ・ 大学のガバナンス強化策として、学長や副学長の権限
を強化するのではなく、例えば、教授を有期雇用とし
た上で業績評価を行うなどの手段も考えられるが、文
部科学省の見解を伺いたい。
- ・ 学部ごとに特色がある中で、学長や副学長は全学的な
視点をどのように養うべきか、大臣の見解を伺いたい。

柏 倉 祐 司君（みんな）

- ・ 国立大学における「建学の精神」はどのようなものか、
文部科学省に伺いたい。
- ・ 学長選考会議が主体的に学長を決定することを促すた
め、学長選考の基準を公表させても、必ずしも基準に
合致する人材が見つかるとも限らず、結果として本改
正内容が有名無実化することが懸念されるが、大臣の
見解を伺いたい。
- ・ 経営には必ずしも長けていない学長を補佐するた
めには、経営協議会の学外委員の数は「過半数」よりもさ
らに増やし経営ノウハウをより取り入れられるよう
にすべきだと考えるが、文部科学省の見解を伺いたい。

井 出 庸 生君（結い）

- ・ 教職員による意向投票は大学として主体的に行える学
長選考の方法であると考えているが、主体的でないとする
大臣の見解の理由を伺いたい。
- ・ 今回の法改正によって、大学の将来計画、予算、人事
及びカリキュラムに係る意思決定に対する教職員の関
与の在り方がどのように変化するかについて大臣の
見解を伺いたい。

- ・今回の法改正の趣旨に経費・人員の削減等の痛みを伴う改革を促進することも含まれるのか、大臣の見解を伺いたい。

宮本岳志君（共産）

- ・学校教育法の制定時において、教授会が大学の自治の中心的な担い手として位置付けられる旨の政府答弁がなされた事実について、文部科学省に確認したい。
- ・中央教育審議会大学分科会の審議まとめにおいて、教授会が審議すべき「重要な事項」の具体的内容として、①学位授与、②学生の身分に関する審査、③教育課程の編成、④教員の教育研究業績等の審査の4項目が挙げられたが、本法案において、学長が教授会の意見を聴くことが必要とする事項を「学生の入学、卒業及び課程の修了」と「学位の授与」として2項目を除外した理由について、文部科学省に伺いたい。
- ・多様な見識や価値観が存在する大学においては、全学的な合意を形成する能力こそが学長に求められるリーダーシップであると考えているが、大臣の見解を伺いたい。